主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人佐伯静治の上告趣意及び弁護人林信一の上告趣意第一点は違憲をいう点もあるが、その実質は結局被告人らの所為は労働組合法一条二項の正当な行為に該当するというに帰し刑訴四〇五条の上告理由に当らない(そして原判決の適法に認定した事実関係の下において被告人らの行為は労働組合法一条二項の適用によつてその違法性を阻却されるものとは解されないとの判断は正当であつて所論の違法は認められない)。

よつて同四一四条、三八六条一項三号により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和三二年九月二五日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	小	谷	勝	重
裁判官	藤	田	八	郎
裁判官	河	村	大	肋

裁判官 奥 野 健 一